



2023年5月12日

各 位

会社名 株式会社TBSホールディングス
代表者名 代表取締役社長 佐々木 卓
(コード：9401 東証プライム)
問合せ先 総務局コーポレート業務推進部長
石井 明夫
(TEL 03-3746-1111)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月27日開催の第92期定時株主総会にてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定することを決議し、本制度の改定に関する議案を2023年6月29日開催予定の第96期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の改定の概要

当社は、2019年6月27日開催の第92期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する報酬として、本制度に係る報酬を支給することをご承認いただき、対象取締役に、当社の株主の皆様のご共同利益である「企業価値の向上」と「公共的使命の完遂」を実現することを目的として、本制度を導入いたしました。

また、2020年6月には、当社の執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

今般、当社は、対象取締役が、「企業価値の向上」と「公共的使命の完遂」を実現し、当社グループの株主価値の最大化を目指し、当社グループの企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高めることを目的として、本制度を改定することといたしました。

具体的には、譲渡制限付株式の割当てに際して対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の内容のうち、対象取締役の在任期間に係る譲渡制限の解除条件について、現在の内容である「当社の取締役の地位」から「当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更いたします。なお、本議案をご承認いただいた場合には、本制度に基づき対象取締役に既に付与済みの譲渡制限付株式の在任条件についても、本議案へのご承認に加え、当該株式を保有する対象取締役からの同意を得ることを条件に、同様に変更いたします。

なお、対象執行役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容のうち在任期間に係る譲渡制限の解除条件についても、「当社の取締役又は執行役員の地位」から「当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更し、既に付与済みの譲渡制限付株式の在任期間に係る譲渡制限の解除条件についても、当該株式を保有する対象執行役員からの同意を得ることを条件に、同様に変更する予定です。

また、本株主総会において本制度の改定に関する議案が承認されることを条件に、当社の子会社の取締役（及び執行役員）に対しても、改定後の本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

なお、改定後の本制度に基づき締結される本割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

2. 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

2014年6月27日開催の第87期定時株主総会において、当社の取締役（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）に対する報酬額を年額9億円以内、2019年6月27日開催の第92期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、当該9億円のうち、年額1億8,000万円以内の金銭報酬債権を支給し、これにより金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで交付される当社の普通株式の総数を年90,000株以内とすることについては、変更ありません。

以 上